

人的資本経営時代の知財法務

テクノロジーの導入と知財・労働法務

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

AIをはじめとする技術の普及によるデジタル化の進展や、新型コロナウイルス後のテレワークの普及によるコミュニケーションの在り方の変化は、企業の組織的な対応を大きく左右してきたことが指摘されている¹。情報技術が発展する中で、業務や社内インフラのデジタル化により、労働者のパフォーマンスを効率化し、高めることが重要性を増している。デジタル化に関する言及は、多くの場面で、国内企業での技術導入などへの態度の硬直性や遅れを批判する文脈であった。もっとも近年では、新型コロナウイルスを契機として、ウェブ会議をはじめとするテレワークの推進等、業務のデジタル化が進展しつつある。さらに、コストの観点から、発展の著しい生成AIが業務環境に導入されることも、最近では珍しくない。以上のデジタル化に向けた環境の整備について、種々のガイドラインや労働法上の議論が生じている。

他方、前回に検討したように、デジタル化に伴う組織内でのコンテンツ・情報の利用・共有に対しては、かねてから著作権法との関係が問題とされてきた。そうした問題に加えて、企業の職場における様々な形でのテクノロジーの導入には、情報漏洩を典型として、様々な点での知財リスクが存在する（第2）。かかるリスクへの対応は、リスクの発生する場が従業員の労働環境にあることから、労働法上の知見も踏まえた対応が必要になることが関連する裁判例やガイドラインなどで問題となってきた（第3）。以下、検討・解説する。

第2. IT技術の職場への導入を巡る法的リスク

1. ソフトウェアの利用とリスク

ソフトウェアについては、そのソースコードが、著作権や、不正競争防止法上の営業秘密として保護の対象となり得る。もっとも、近年の事案では、大阪地判令和6年7月30日（令和2年（ワ）第1539号）において、ソフトウェアのソースコードに関する著作権侵害ないし、不正競争行為が主張され、いずれの請求も否定された例もある。不正競争防止法との関係では、ソースコードの重要性を前提にしつつも、管理体制の杜撰さや、就業規則などで内部情報の持ち出しが制限されていないことから、秘密管理性が否定されている。また、この事案では、著作権侵害につ

1 経済産業省「人的資本経営の実現に向けた検討会 報告書～人材版伊藤レポート2.0～」2025年5月20日・最終閲覧)) 4頁 (https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinteki_shihon/pdf/report2.0.pdf (2022年5月))。

いても、創作性の議論には深く立ち入らなかったが、その上で類似しないとの結論も示された。本連載第1回で検討したように、営業秘密の保護には、一定のハードルが存在し、情報の内容によっては著作権による保護が働きにくい場合もある。そこで、著作権や不正競争防止法の、法律上の保護に加え、ソフトウェアに関しては、ライセンス条件など、契約ないし規約上の条項によって、権利者が保護を図っている場合もある。

このように、ソフトウェアの導入に際しては、知的財産権や規約による合意などで、権利の保護が図られている。そのため、違法に複製された海賊版ソフトウェアの利用や、ライセンス契約の許諾条件に反する形での利用が典型的な法的リスクとなる²。違法に複製されたソフトウェアの利用は、複製元のソフトウェアの権利者との間でのトラブルのリスクを有し、コンプライアンス上の問題を生じ得る。また、ソフトウェアが正規品ではないことに伴う、安全性のリスクも存在し、情報漏洩などを通じた自社の知的財産ないし機密情報の流出という問題も懸念される。

近年の知財紛争の事例においても、ソフトウェアの利用許諾の条件が争点となっている事案は散見される。例えば、東京地判令和3年3月24日（平成30年（ワ）第38486号）では、許諾の範囲を超えたプログラムの使用態様について、著作権侵害の他、許諾に関する合意内容に反しているとして債務不履行の主張がされた。さらに、大阪地判令和4年9月29日（令和3年（ワ）第4692号）³では、ソフトウェアの組織内部での利用に伴う複製が、合意されているプラン内での複製なのか否かという点が争点とされている。

その他、正規のソフトウェアであっても、オープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）として公開されているものが少なくない。こうしたソフトウェアの導入においても、導入の目的と必要な対応が整合するよう、適切に利用条件を把握して自社に導入する必要がある。OSSの利用条件として代表的なものに、ソースコードの開示や、特許権のライセンスがある⁴。当該プログラム自体がOSSではないとしても、OSSが含まれていることによって、元のOSSの利用条件が導入したソフトウェアに対しても適用される場合があり得る。プログラムの利用契約や開発委託契約について、自社への導入時に、利用規約や、他のサービスの条件の適用関係についても、把握する必要があるといえる。

また、大阪地判令和3年7月29日（平成31年第3368号、令和元年第8944号）では、ライセンス料の支払いに関する合意が、会社法上の利益相反取引に該当するかという点が問題とされた。会社関係者が関与している他社の技術を導入する場合には注意をする必要がある。

以上の法的なリスクが存在する一方、ソフトウェアを企業が導入することは、IoT、スマートファクトリーの隆盛によってソフトウェア産業以外を主たる事業としている企業でも必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、「ソフトウェアコンポーネントやそれらの依存関係の情報を含む機械処理可能な一覧リスト」であるSBOM（Software Bill Of Materials）によって、脆弱性とライセンス管理を行うことの重要性が指摘されてきた⁵。法務に係る点では、ライセンス管理として、ライセンス条件への違反を防止する意義が指摘されてきた。コンプライアンス上の、または法的な典型的リスクについて把握した上で、適切な管理技術に基づいて、自社に導入した

2 木山二郎＝渡邊峻＝馬場嵩士「ソフトウェアの不正利用等」ビジネス法務24巻5号130頁（2024年）。

3 当該事案の事実認定では、「加盟するソフトウェア保護団体であるザ・ソフトウェアアライアンス（BSA）の情報提供窓口」から違法複製の可能性が権利者に伝達されたという、紛争発生への経緯が示されている。専ら組織の内部で使用する場合についても、コンプライアンスの観点から、適切な権利処理がされているかという点は、注意を要する。

4 高瀬亜富＝久礼美紀子「OSS（オープンソースソフトウェア）の基本と社内利用上の注意点」知財管理75巻2号256-257頁（2025年）。